各所属長 殿

島交規甲第736号 島会甲第2038号 令和3年11月25日 保存期間 10 年

島根県警察本部長

交通安全施設の目的外使用に関する許可等について(通達)

昨今、公共空間における犯罪抑止を目的とした街頭防犯カメラの設置等が進む中、これ以外も含め公用、公共用又は公益性のある物件を交通信号機専用柱等の交通安全施設に共架等する需要も見込まれるところであることから、別添のとおり「交通安全施設の目的外使用管理要領」を制定し、令和3年11月25日から実施することとしたので、適正な管理に努められたい。

別添

交通安全施設の目的外使用管理要領

第1 趣旨

この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の本来の用途又は目的以外の使用(以下「目的外使用という。)の許可等について警察署長への委任を規定した公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年島根県規則第1号)第25条及び交通安全施設の管理に関する細部事項を規定した島根県警察における交通安全施設の管理要綱の制定について(平成22年3月29日島交規第1号本部長例規通達)第8に基づき、交通信号機用専用柱や大型標識柱等の交通安全施設に対する目的外使用としての物件設置の許可等について必要な事項を定めるものとする。

第2 交通安全施設の目的外使用に係る許可の基準等

1 許可基準

目的外使用の許可は、交通安全施設に物件を設置することにより当該施設の強度、視認性その他当該交通安全施設の機能、効用等に支障を及ぼさない場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合に許可することができるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、情報通信事業等の公益事業者その他の公共的又は公益的 団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため使用する場合
- (2) その他警察本部長が許可することが適当と認める場合

2 許可条件

目的外使用の許可をする場合において、許可物件の維持管理のために必要とする経費、許可物件に附帯する電気等の必要経費は、目的外使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。)の負担とするほか、使用上の制限等について必要な 条件を付すことができるものとする。

3 許可期間

目的外使用の許可期間は、1年以内とする。ただし、警察署長が必要と認める ときは、交通部交通規制課長に意見を求めた上で、5年を超えない期間において 許可することができるものとする。

第3 許可手続

1 申請

目的外使用として交通安全施設に物件の設置許可を受けようとする者(3において「申請者」という。)は、交通安全施設使用許可申請書(様式第1号)により警察署長(当該交通安全施設を管轄する警察署長をいう。以下同じ。)に申請するものとする。

2 審査

警察署長は、申請に対する許可基準との適合の有無、許可する場合の条件及び 使用料の取扱い等について必要な審査を行うものとする。

3 許可

警察署長は、当該申請を許可するときにあっては許可条件、許可期間及び使用 料等を明らかにした上で、申請者に対し交通安全施設使用許可書(様式第2号) を交付するものとし、許可しないときにあってはその旨を通知するものとする。

4 使用目的及び原状変更等の制限

使用者は、当該使用に係る使用目的又は原状を変更してはならないものとする。 ただし、警察署長の承認を受けたときは、この限りではない。この場合において、 使用者は、交通安全施設使用許可変更申請書(様式第3号)により警察署長に変 更内容を申請するものとし、変更に係る申請書を受理した警察署長は、当該変更 を承認する場合にあっては使用者に対し交通安全施設使用変更許可書(様式第4 号)を交付するものとし、承認しないときにあってはその旨を通知するものとす る。

5 許可の取消し

警察署長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は目的外使用の物件設置が交通安全施設本来の機能、効用等に支障を及ぼす事情が生じたときは、目的外使用の許可を取り消すことができるものとする。この場合において、警察署長は、使用者に対し交通安全施設使用許可取消通知書(様式第5号)を交付するものとする。

- (1) 法令に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用料を納付しないとき。
- 6 警察本部主管所属との調整

警察署長は、2から5までの手続を行うに当たり、交通部交通規制課長に意見 を求めるものとする。

第4 管理

1 物件設置の届出

使用者は、目的外使用の許可に基づき交通安全施設に物件を設置したときは、 その設置状況について、物件設置完了届出書(様式第6号)により警察署長に届 け出るものとする。

2 物件設置の廃止届出

使用者は、目的外使用の使用期間が満了し再度の申請を行わないとき又は使用期間中にその使用をやめたときは、物件設置廃止届出書(様式第7号)により警察署長に届け出るものとする。この場合において、警察署長は、当該交通安全施設の異状の有無を確認するものとする。

3 点検

島根県警察における交通安全施設の管理要綱の制定について第3において、常時点検、定期点検及び特別点検を規定しているところであるが、警察本部及び警察署の管理責任者は、各点検を実施する際には、交通安全施設とともに目的外使用として許可した物件についても点検対象とした上で異状の有無を確認するもの

とする。

4 台帳管理

交通安全施設の目的外使用に係る運用状況の一元管理及び3の点検管理のため、目的外使用の申請を受理した警察署及び交通部交通規制課に交通安全施設目的外使用管理台帳(様式第8号)を備え付けるものとする。

第5 雑則

この要領に定めるもののほか、交通安全施設の目的外使用について必要な細部事項は、別に定める。

様式 〔略〕